

議案第四十二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

平成四年四月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年四月貳拾貳日 原案承認

三朝町議会議長 西村武津美

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成四年三月三十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「三万二千元」を「六万四千元」に改める。

第三十一条第二項の表第一号中「団地管理組合法人」の下に「並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を加える。

附則第五条第一項中「十五万円」を「十九万円」に改める。

附則第八条第三項を削る。

附則第十五条中「第七項まで」を「第六項まで」に改める。

附則第十六条の三を次のように改める。

第十六条の三 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、附則第八条第三項を削る改正規定及び附則第十六条の三の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成六年四月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)第二十四条第二項及び附則第五条第一項の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成三年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十一条第二項の規定は、平成四年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は同条第三項の期間に係る法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を選択した場合に係る町民税の課税の特例に関する経過措置)

第三条 改正前の三朝町税条例附則第十六条の三第一項に規定する租税特別措置法第二十五条の二第一項の選択をした者の平成五年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。